

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………	1
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	5
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	6
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	6

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	7
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	8
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正……………	8

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1229

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則
(北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第12条の5」の次に「、第14条の3」を加え、同項ただし書中「ことの」を「ことが」に改め、「できる」の次に「ものとし、職員が離職し、又は死亡した場合

合には、その際支給することができるものとする」を加え、同条第2項中「第14条の3から第14条の5まで」を「第14条の4、第14条の5」に改め、同条第3項を削る。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給方法は」を「支給方法については」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「月の分」を「月分」に、「給料支給日」を「給料の支給日」に改め、同項ただし書中「ことの」を「ことが」に改め、「できる」の次に「ものとし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その際支給することができるものとする」を加える。

（農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正）

第3条 農林漁業普及指導手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-232）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（支給方法）

第4条 農林漁業普及指導手当の支給方法（手当額に変更を生ずる場合の日割計算に係る部分に限る。）については、給料の支給方法に準ずる。

2 農林漁業普及指導手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、特別の事由によりその日に支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その際支給することができるものとする。

（宿日直手当に関する規則の一部改正）

第4条 宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）の一部を次のように改正する。

第5条中「次の給与期間の」を「次の給与期間における」に、「支給日まで」を「支給日」に改め、同条ただし書中「、その日まで」を「その日」に改め、「できる」の次に「ものとし、職員が離職し、又は死亡した場合には、離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする」を加える。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第5条 義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第6条 管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-791）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（支給日）」に改め、同条中「次の給与期間の」を「次の給与期間

における」に改め、同条ただし書中「、その日に」を「その日に」に改め、「できる」の次に「ものとし、職員が離職し、又は死亡した場合には、離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする」を加える。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1230

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－29）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「心身に著しい負担を与える業務であって」を削り、「及び人事委員会規則で定める額は、災害」を「は災害」に、「生活環境等の事情」を「生活環境、現地の治安の状況等」に、「別に定める」を「認める業務とし、同条に規定する人事委員会規則で定める額はこれらの事項を考慮して人事委員会が別に定める額とする」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（支給期日）

第 7 条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、特別の事由によりその日に支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その際支給することができるものとする。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1231

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7－188）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総合振興局及び振興局の保健環境部の項中

「

(4) 診療放射線技術者

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者

1

を

」

「

(4) 診療放射線技術者

(5) 主任児童福祉司及び児童福祉司

(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者

1

に改め、同表身体障害者リハビリター

(7) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする児童指導員、福祉指導員及び保育士

(8) 児童の心理判定業務に直接従事することを本務とする判定員

(9) 分室長及び指導援助課長

」

ションセンターの項を削る。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1232

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－267）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則第29項」及び「附則第27項」の次に「の表」を加え、「規定により給

与が減ぜられて支給される職員に対する」を「表（以下「附則第29項等の表」という。）の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が附則第29項等の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当についての」に改める。

別表第1アの表身体障害者リハビリテーションセンターの項を削る。

別表第1イの表美術館の項を次のように改める。

美術館	副館長（三岸好太郎美術館副館長を除く。）	1種（人事委員会が別に定める場合にあっては、4種）
	学芸副館長	2種
	部長	3種
	三岸好太郎美術館副館長	5種

別表第1ウの表警察署の項中「（人事委員会の定めるものに限る。）」を削る。

別表第1中クの表をケの表とし、オの表からキの表までをカの表からクの表までとし、エの表の次に次の表を加える。

オ 選挙管理委員会

組 織	職	区 分
選挙管理委員会事務局	主幹	4種

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1233

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第3条中「退職し」を「離職し」に改める。

第7条ただし書を削る。

第11条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

（勤務しない期間の範囲）

第14条 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書及び警察職員給与条例第15条ただし書の勤務しない期間には、次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理病休等」という。）の日（1日の勤務時間の一部を生理病休等以外の病気休暇により勤務しない日を除く。）が含まれないものとし、療養期間中の週休日、道職員給与条例第13条、学校職員給与条例第13条及び警察職員給与条例第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等、学校職員給与条例第13条に規定する開校記念日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理病休等の日その他の人事委員会が定める日を除く。）が含まれるものとする。

(1) 生理日の勤務が著しく困難な場合

(2) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、職員の健康を確保するために勤務の軽減の措置を受けた場合

第14条の次に次の2条を加える。

（給料の半額を減ずる日）

第14条の2 一の負傷又は疾病による特定病気休暇（生理病休等以外の病気休暇をいう。以下同じ。）が引き続いている場合においては、当該特定病気休暇の最初の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の最初の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、生理病休等の期間その他の人事委員会が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

（給料の半額を減ずる場合の日割計算）

第14条の3 給与期間の途中において給料の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、当該給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。

第16条の5第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第19条第1項ただし書中「、その日まで」を「その日」に、「退職し」を「離職し」に改める。

第21条ただし書を削る。

第22条中「（昭和42年法律第121号）」を削る。

第29条の8第1項第1号中「100分の76.5以上100分の130」を「100分の79以上100分の135」に、「100分の101.5以上100分の170」を「100分の104以上100分の175」に改め、同項第2号中「100分の70以上100分の76.5」を「100分の72.5以上100分の79」に、「100分の92.5以上100分の101.5」を「100分の95以上100分の104」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の63.5」を「100分の66」に、「100分の83.5」を「100分の86」に改める。

第29条の8の2第1項中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

第31条第1号中「第35条の3第3項」を「第35条の3第4項」に改める。

第35条の3中第3項を第4項とし、同条第2項中「第1項本文に定める」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

道職員給与条例第21条第2項、学校職員給与条例第21条第3項及び警察職員給与条例第26条第2項に規定する人事委員会規則で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

(1) 動脈硬化性心臓疾患

(2) 悪性新生物

(3) 高血圧症による中枢神経系の血管損傷

附則第5項の見出し中「給料月額」を「給与の額から減ずる額」に改め、同項中「の職員が」を「の者が」に、「なり、」を「なった場合」に、「特定職員以外」を「、特定職員以外」に改め、「場合」の次に「、離職した場合若しくは第6条第1項各号に掲げる場合に該当した場合」を加え、「給料月額」を「道職員給与条例附則第29項第1号、第2号及び第5号、学校職員給与条例附則第27条第1号から第3号まで及び第6号並びに警察職員給与条例附則第28項第1号、第2号及び第5号に定める額に相当する額の計算」に改める。

附則第6項の前の見出し中「等」を削る。

附則第7項を次のように改める。

7 特定職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業条例第19条第2号に規定する短時間勤務職員に限る。）について、育児休業条例附則第10項又は附則第11項の規定により読み替えられた道職員給与条例附則第29項第1号、育児休業条例附則第13項又は附則第14項の規定により読み替えられた学校職員給与条例附則第27項第1号及び育児休業条例附則第16項又は附則第17項の規定により読み替えられた警察職員給与条例附則第28項第1号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前から引き続き同一の疾病（結核性疾患又はこの規則による改正前

の給与の支給に関する規則第14条第1項各号に掲げる疾病に限る。）の療養のため北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第12条及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第12条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない職員に対するこの規則による改正後の給与の支給に関する規則第14条の2第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成23年4月1日前から結核性疾患等（結核性疾患又は給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1233）による改正前の給与の支給に関する規則第14条第1項各号に掲げる疾病をいう。以下同じ。）」と、「90日」とあるのは「1年」と、同条第2項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成23年4月1日前から結核性疾患等」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1234

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

別表イの表旭川の項中

「	上川町字層雲峡	旭川東警察署層雲峡駐在所	2級地	」を
「	上川町字層雲峡 幌加内町字朱鞠内	旭川東警察署層雲峡駐在所 士別警察署朱鞠内駐在所	2級地	」に改
め、				
「	幌加内町字朱鞠内	深川警察署朱鞠内駐在所		」を削
り、				
「	下川町一の橋	名寄警察署一の橋駐在所	1級地	」を
「	幌加内町字幌加内 下川町一の橋	士別警察署幌加内駐在所 名寄警察署一の橋駐在所	1級地	」に改

め、
「

幌加内町字幌加内	深川警察署幌加内駐在所		
羽幌町字築別	羽幌警察署築別駐在所		

」及び
「

幌加内町字幌加内	深川警察署幌加内駐在所		
羽幌町字築別	羽幌警察署築別駐在所		

」を削
る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1235

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表3級の項標準的な職務の欄第10項及び第11項を削り、第12項を第10項とし、同表4級の項標準的な職務の欄第4項中「統括官又は」を削り、同欄第10項及び第11項を削り、同欄第12項中「極めて」を「特に」に改め、同項を同欄第10項とし、同表5級の項標準的な職務の欄第9項中「長、」を削り、同欄第10項中「特に」を削り、同欄第11項を削り、同表6級の項標準的な職務の欄第9項中「相当困難な業務を処理する」を削り、同欄第10項中「極めて」を「特に」に改める。

別表第1クの表4級の項標準的な職務の欄第1項中「薬局長又は」を削り、同欄第2項中「課長又は相当困難な業務を処理する」を削り、同欄中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表第1ケの表4級の項標準的な職務の欄第1項中「副総看護師長又は相当困難な業務を処理する」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則9-4

北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の分限に関する規則（北海道人事委員会規則11-3）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条の次に次の1条を加える。

（休職の期間の通算）

第4条 法第28条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定による休職の処分を受けた職員（この項の規定により休職の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、復職した後当該復職の日から起算して1年（この項の規定により休職の期間が連続しているものとみなされた職員以外の職員にあっては、6月）以内に、当該休職の処分と同一の負傷又は疾病により再度の休職の処分を受ける場合は、当該再度の休職の期間と直前の休職の期間は連続しているものとみなす。

2 条例第4条の規定による更新があった場合における前項の規定の適用については、当該更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されている場合にあっては、最初の更新前の休職の開始の日）を通算する休職の期間の初日とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の北海道職員等の分限に関する規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に新たになされた休職の処分について適用する。

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

3 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項第2号中「第5条及び」を「第6条及び」に改める。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-59

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項総合振興局の事項中「地域保健室次長」を「地域保健室次長 地域保健室主幹（人事委員会が定めるものに限る。）」に改め、同項振興局の事項中「課長主幹及び

課室長」を「課長、主幹及び課室長」に改め、同項身体障害者リハビリテーションセンターの事項を削り、同表教育庁の項近代美術館の事項中「総務課長」を「総務課長 三岸好太郎美術館の館長及び副館長」に改め、同項中

「

旭川美術館	館長 副館長	を
函館美術館		
帯広美術館		
三岸好太郎美術館		

」

「

旭川美術館	館長 副館長	に改
函館美術館		
帯広美術館		

」

める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16－18

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第1中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から6の項までを1項ずつ繰り上げ、7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項から11の項までを2項ずつ繰り上げ、12の項を削り、13の項を10の項とし、14の項を削り、15の項を11の項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 学校法人酪農学園

13 社会福祉法人北海道社会事業協会

別表第1中16の項を14の項とし、同項の次に次の2項を加える。

15 北海道厚生農業協同組合連合会

16 地方公共団体金融機構

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則17－9

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17－0）の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第2条から第4条までを2条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の2条を加える。

（条例第2条第4号アウの人事委員会規則で定める非常勤職員）

第2条 条例第2条第4号アウの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合）

第3条 条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第7条の次に次の1条を加える。 (条例第24条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員)					振総合振興局管内の項中				
第8条 条例第24条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。					「	厚真町字富野	富野小学校	1	」及び
					「	厚真町字軽舞	軽舞小学校	1	」を削り、日
道 人 事 委 員 会 告 示					高振興局管内の項中				
北海道人事委員会告示第2号 平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の平成22年北海道人事委員会告示第1号後志総合振興局管内の項中寿都町食育センター及び喜茂別中学校に係る部分は、平成22年8月1日から適用する。 平成23年3月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則					「	平取町字荷負	荷負小学校	1	」、
					「	様似町字鵜苫	鵜苫小学校	1	」、
					「	新ひだか町三石歌笛	歌笛小学校	2	」及び
					「	新ひだか町三石豊岡 新ひだか町三石鳧舞 新ひだか町三石本桐	延出小学校 鳧舞小学校 本桐小学校	1 1 1	」を削り、渡
空知総合振興局管内の項中					島総合振興局管内の項中				
「	夕張市本町5丁目 夕張市若菜 夕張市若菜	夕張小学校 若菜中央小学校 夕張市夕張小・若菜中央小共同調理場	1 1 1	」及び	「	函館市木直町	木直小学校	2	」及び
「	夕張市沼ノ沢 夕張市滝ノ上	緑小学校 滝の上小学校	1 1	」を削り、	「	八雲町上八雲	大関小学校	2	」を削り、檜
「清水沢小学校」を「ゆうばり小学校」に、「夕張市清水沢小・緑小・夕張中共同調理場」を「夕張市ゆうばり小・夕張中共同調理場」に改め、石狩振興局管内の項中					山振興局管内の項中				
「	石狩市浜益区浜益	浜益高等学校	2	」を削り、後	「	乙部町字姫川	姫川小学校	1	」及び
志総合振興局管内の項中「寿都町学校給食センター」を「寿都町食育センター」に、「喜茂別町字伏見」を「喜茂別町字喜茂別」に改め、					「	せたな町北檜山区太櫓	太櫓小学校	2	」を削り、留
「	仁木町大江1丁目	大江小学校	1	」を削り、胆	萌振興局管内の項中				
					「	留萌市三泊町	三泊小学校	1	」及び
					「	増毛町南暑寒町2丁目	増毛高等学校	1	」を削り、宗
					谷総合振興局管内の項中				

北海道人事委員会告示第2号

平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の平成22年北海道人事委員会告示第1号後志総合振興局管内の項中寿都町食育センター及び喜茂別中学校に係る部分は、平成22年8月1日から適用する。

平成23年3月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

空知総合振興局管内の項中

「	夕張市本町 5 丁目	夕張小学校	1	及び	」
	夕張市若菜	若菜中央小学校	1		
	夕張市若菜	夕張市夕張小・若菜中央小共同調理場	1		
「	夕張市沼ノ沢	緑小学校	1	を削り、	」
	夕張市滝ノ上	滝の上小学校	1		
「清水沢小学校」を「ゆうばり小学校」に、「夕張市清水沢小・緑小・夕張中共同調理場」を「夕張市ゆうばり小・夕張中共同調理場」に改め、石狩振興局管内の項中					
「	石狩市浜益区浜益	浜益高等学校	2	を削り、後	」
志総合振興局管内の項中「寿都町学校給食センター」を「寿都町食育センター」に、「喜茂別町字伏見」を「喜茂別町字喜茂別」に改め、					
「	仁木町大江 1 丁目	大江小学校	1	を削り、胆	」

「 浜頓別町字頓別原野 宇曽丹小学校 2 」 浜頓別町字頓別原野 下頓別中学校 2 を削り、オ ホー ツク総合振興局管内の項中 「 北見市留辺蘂町大和 大和小学校 2 」 、 「 紋別市沼の上 沼ノ上小学校 2 」 、 「 清里町字上斜里 新栄小学校 1 」 、 「 清里町字江南 江南小学校 1 」 、 「 置戸町字勝山 勝山小学校 2 」 及び 「 遠軽町白滝上支湧別 支湧別小学校 3 」 を削り、十 勝総合振興局管内の項中 「 大樹町字中島 中島小学校 2 」 及び 「 広尾町西4条9丁目 広尾小学校 1 」 を削り、 「広尾第二小学校」を「広尾小学校」に改める。	渡島総合振興局管内の項中 「 木古内町字鶴岡 鶴岡小学校 」 を削り、オ ホー ツク総合振興局管内の項中 「 北見市仁頃町 北見仁頃高等学校 」 を削り、釧 路総合振興局管内の項中 「 厚岸町白浜1丁目 厚岸潮見高等学校 」 を削る。 北海道人事委員会告示第4号 平成22年北海道人事委員会告示第3号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から適用する。 平成23年3月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 空知総合振興局管内の項中 「 三笠市弥生並木町 幾春別小学校 」 を削る。 志総合振興局管内の項中「泊村学校給食共同調理所」を「泊村学校給食センター」に改め、
--	---